

令和3年1月18日

緊急事態宣言に伴う本校の感染防止の取組の追加について（全日制課程）

福岡県立福島高等学校長

福岡県に再度緊急事態宣言が出されたことを受け、本校ではこれまでの取組に加え、下記の取組を実施してまいります。

- 1 授業時制の変更（朝読書の中止と45分授業の実施） ※1月19日（火）から実施
※全体で40分短縮とすることで、生徒が下校する際、混み合う時間を避けて速やかに下校することを可能とし、外部との接触の軽減を図ります。
- 2 完全下校時間（19：00）の徹底
※生徒が20時以前に帰宅することを目的に実施します。
- 3 夕課外の中止 ※朝課外は予定通り実施します。
※生徒が速やかに下校できる措置として実施します。
- 4 部活動の変更 公式試合等を除く対外練習試合は禁止
※外部との接触および移動を減らすことを目的に実施します。
- 5 校舎内への立入の制限（原則として外部からの来客にはご遠慮いただきます。）

※緊急事態宣言期間（令和3年1月14日～令和3年2月7日）は、上記の内容とします。

なお、緊急事態宣言期間が延長された場合は、延長することがあります。

本県においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数はまだ増加を続けており、この状況が続けば本校が目指している教育活動が実施できなくなることも考えられ、強い危機感を持っております。今や、いつ、誰が、感染しても不思議ではない状況に至っています。感染者に対する差別的な言動が決してあってはならないことはもちろんですが、各自がこれまで行ってきた対策を確実に実行しながら、昼夜を問わず不要不急の外出を避け、「感染しない、させない」取組を徹底することで、皆が安心して学べる環境を維持していきたいと思っております。

本校では、今後も引き続き全職員をあげて感染拡大防止の取組を進めてまいります。皆様におかれましても、なお一層の御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。